

平成29年10月20日

各位

株式会社 FIPパートナーズ  
代表取締役 白銀 献

### 弊社に対する行政処分について

平成29年10月20日に、関東財務局長より登録の取消しの行政処分を受けました。このような事態に至りましたことに関しまして、関係者の方々に多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

尚、平成29年10月18日に、当社匿名組合の組合員集会を行い、全ての匿名組合の解散の決議が可決されておりました。

行政処分の詳細は下記のとおりです。弊社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、投資組合の出資金の返還に全力で取り組んで参る所存でございます。

### 記

#### (1) 登録取消し

関東財務局長（金商）第2631号の登録を取り消す。

#### (2) 業務改善命令

①顧客に対し、行政処分の内容を速やかに説明するとともに、説明を踏まえて出される顧客からの意向については、適切かつ速やかに対応すること。

②顧客間の公平に配慮しつつファンド財産の返還等を行うなど、投資家保護に万全の策を講じること。

③上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。

以上